

淀川水系流域委員会 第18回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

池淵委員 田中真澄委員 塚本委員 松岡委員 松本委員 森下委員

日時：平成15年2月24日(月)13:30~17:00

場所：大阪ガーデンパレス 2階 芙蓉の間

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第18回委員会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当いたしております三菱総合研究所関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかの確認とお願いをさせていただきます。

2月1日から全委員が委員ということで、本日は51名全員の委員会の形式となっています。出席の方、40名あまりの委員の方々がいらっしやいまして多少会議の輪が大きくなっていますが、よろしくご協力のほど、お願いいたします。

それでは、配付資料の方の確認をさせていただきます。

本日は委員会終了後に住民参加部会が開催される予定となっています。皆さまのお手元の方には、住民参加部会の資料もあわせて封筒の中に入れていただいています。透明のクリアホルダーの方に入っていますが、委員会終了後に開催されます住民参加部会の資料です。

委員会の資料の方から確認させていただきます。

「発言にあたってのお願い」の黄色い用紙と「議事次第」、それから資料1が「委員会および各部会、WGの状況（提言とりまとめ以降）」です。こちらの方は1月17日の提言とりまとめ以降のそれぞれの状況を簡単にまとめさせていただきます。

資料2は河川整備計画原案の関連の資料です。資料2-1が「淀川水系河川整備計画原案の構成（案）」で、河川管理者から目次のような構成を、案として出していただいています。

資料2-2は「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）への質問について」でして、こちらは庶務の方で受け付けました質問等について、整理をさせていただいた内容を記しています。

資料2-3-1及び2-3-2は、先日来皆さまの方から説明資料（第1稿）ということで質問を受け付けさせていただきますが、それについて近畿地方整備局の方で回答をご用意していただいています。それについての回答書が資料2-3-1の「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）質問の回答」です。同じくパワーポイントの資料が2-3-2で、質問の回答についての図等の資料をまとめたものが資料2-3-2です。

それから、資料3は一般意見聴取の関係についての資料です。資料3-1が「一般意見の聴取・反映について」ということで、これまでの検討の経緯と今後の課題等についてまとめています。それから、資料3-2が河川管理者の方からの提供資料でして、「河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に対する意見募集等」です。

それから、資料4は「原案審議の進め方等について」です。こちらは先日の運営会議で検討されました結果をまとめたものです。それについては、後ほど審議をして頂ければと思います。

それから、資料5の関係がテーマ別部会と規約改正についてです。前回の委員会で審議の進め方、審議体制の変更について確認をされていますが、それに伴って、どのようなテーマ別部会の構成で進めていくのかということで、皆さまのご希望をもとに運営会議で決定いたしましたテーマ別部会の委員の構成、それぞれの部会にどの委員が所属して頂いているかというのをまとめたのが資料5-1です。それに合わせて規約の改正を本日お諮りしたいと

ということで、規約の改正の方向についてまとめたのが資料5-2です。

それから、資料6は今後の委員会、部会、運営会議等の日程についてです。参考資料1は「委員および一般からのご意見」です。

以上が資料ですが、委員の皆さまのお手元には、説明会の際に河川管理者からお配り頂いたパンフレットをつけています。部数の関係で一般の方々にはご用意できておりませんので、受付でご覧頂ければと思います。また、その関係で、こちらの右手後方に各事務所の方でおつくりになっていますパネルとか資料の関係を展示しています。併せて休憩時等にご覧頂ければと思います。

それから、本日の資料はカラーコピーが含まれていますが、一般の方々には白黒でコピーをさせて頂いております。カラー版につきましては受付の方に閲覧用を置いてあります。委員席にはこれまで配られました現状説明資料等を置いてあります。また、関連資料や「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」につきましても委員の机の上に置いてありますので、併せてご覧頂ければと思います。また、過去の議事録等は両サイドの後ろ側にいすの上に置いてあります。

次に、前回委員会から今回委員会までの間に一般の方々から流域委員会に寄せられましたご意見について簡単に説明したいと思います。参考資料1をご覧頂きたいと思います。合わせて6件のご意見が寄せられています。特に提言の内容等について様々なご提案等があります。時間の関係で全てはご説明できませんが、参考資料1の2ページ以降に詳細に掲載させて頂いておりますので、ご一読頂ければと思います。

本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。「発言にあたってのお願い」をご一読の上、簡潔にご発言の方、よろしくお願いたします。なお、審議中には一般の方々のご発言はご遠慮頂いておりますので、ご協力の方、よろしくお願いたします。会議終了後、議事録を作成する関係がありますので、発言の際には必ず最初にお名前を頂いて、目の前の皆さまの机の上のマイクを通して発言して頂ければと思います。

マイクの方ですが、皆さまのお手元のところにマイクというボタンがあります。そちらを押しますと赤い色のランプがつきますので、そのランプがついてから発言をお願いいたします。発言が終わった場合はもう一度マイクのボタンを押して、赤い色のランプが消えたことをご確認頂ければと思います。本日は委員の皆さま、多数ご出席頂いておりますので、発言にあたりましては必ずお手を挙げて、しっかりとお声がけを頂くようによろしくお願いたします。

携帯電話をお持ちの方は審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くようお願いたします。本日の予定としては16時半、午後4時半を終了といたしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。この後、住民参加部会の会議を予定しています関係上、できるだけ時間どおりに進めていきたいと思っております。

では審議の方、よろしくお願いたします。それでは芦田委員長、よろしくお願いたします。

芦田委員長

只今から第18回流域委員会を開催いたします。議事に入ります前に2、3報告をさせていただきます。

第1は、2月1日から委員会の構成を変えまして、部会委員の皆さまも全員が委員会委員になって頂きました。今日はその1回目の委員会です。それから、提言につきましては1月17日に国土交通省に提出したわけですが、その後、皆さまにお諮りしながら補充意見、反対意見をつけまして、提言と一体化するようしております。それが確定した提言です。それから、植田委員、東山委員、山岸委員につきましては、ご本人のご都合により退任されました。以上、ご報告しておきます。

今日これから審議する事項につきましては、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」で説明された内容について、委員の方から質問を募集していたわけですが、かなり多くの質問が出ております。それを全部今日審議するわけにはいきませんので、本日は全体に関わる部分を審議いたしまして、その後、テーマ別部会に分けて、それぞれの中でまた議論して頂くことにしたいと思います。たくさんの貴重なご意見を出して頂いて、これから議論するきっかけになるものですので、我々としても喜んでおりますし、国土交通省の方も、質問だけではなく修正意見等についても必要な場合はコメントされておりました、これからの議論が活発になるのではないかと考えております。

それからもう一つ、この審議をどのようにやっていくかということです。7月頃までには審議を終わりたいという希望を持っておりますので、集中的に議論する必要があると思います。その体制をどうするか運営会議で議論しました。今日はその進め方についてご審議頂きたいということが主な内容です。

それでは、議事次第に従いまして進めていきたいと思っております。最初は委員会、各部会からの状況報告です。資料1ですが、まず庶務の方からご説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料1の説明]

芦田委員長

ありがとうございました。部会長、補足されることはありますでしょうか。なければ、次に移りたいと思います。

それでは2番目の議題「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に関する意見交換」ということでして、まず国土交通省の方から説明資料を出して頂いているわけですが、最終的に河川整備計画の案はどのようになるか、というイメージを我々が持つために構成を出して頂いたわけですが、それについて国土交通省の方からご説明をお願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

それでは、資料2-1「淀川水系河川整備計画原案の構成(案)」に基づきましてご説明させていただきます。

これは先般からお示ししている「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」は3段書きで1ページに3つ並べて書いておりましたが、そこを整理したもので、その意味では、説明資料が原案そのものになるものということ認識としては持っているということです。

「はじめに」がありまして、「(流域の概要)」があります。説明資料の第1稿では「1.」というのが抜けておりましたが、流域の概要をそこに書きます。これは提言では「琵琶湖・淀川流域の特性」という形になっていますが、そこに対応するものですが、今のところまだ書いておりません。

2番目に「2.現状の課題」とありまして、ここは「河川環境」から「治水・防災」「利水」「利用」「ダム」という形で書いています。基本的には提言の「河川整備の現状と課題」のところにはほぼ対応すると思いますが、1つは「2.5」でダムという項目を一応設けております。これは提言の「整備のあり方」の手段でダムが特記されておりましたので、それに対応しているのですが、ダムというのは治水、利水等の手段ですので、そういった意味では異質ですが、提言を意識してこういう形にしているということです。もう1つは、一応ここは「2.現状の課題」という形にするつもりです。現状と課題ではなくて、現状の課題というニュアンスを持っております。

3番目に「3.河川整備の基本的な考え方」というのがありまして、4番目に「4.河川整備の方針」というのがあり、その中で「計画策定、実施のあり方」「河川環境」「治水・防災」「利水」「利用」「ダム」という形で並んでおります。5番目に「5.具体の整備内容」と書いていまして、ここでは「5.1計画策定・推進」「5.2河川環境」「5.3治水・防災」「5.4利水」「5.5利用」「5.6ダム」という形で並んでいますが、5番目の具体的な整備の内容というのは、実際にどこで何をするのかというのを記述した部分になりますので、提言ではこの部分ではなく、提言との対照という意味では全く色の違うものです。

「4.河川整備の方針」と「3.河川整備の基本的な考え方」のところが、提言でいいますと「3.新たな河川整備の理念」、或いは「4.新たな河川整備計画のあり方」というところに対応します。原案の目次の「3.河川整備の基本的な考え方」というのは、基本的には現状の課題から整備の方針への橋渡しのニュアンスのところ、基本的な認識といったところを書いているところにして、4番目の方針のところ、提言でいえば理念的なところからあり方のところまで書いていくということかと思っております。

提言との比較という意味で一番違っていますが、提言の「4-9.淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」というところで、ここでは基本的に計画策定段階においては、この流域委員会での対応や、或いは私どもの方で今行っている住民に対する説明会で意見をもらうといった形で、幅広く意見を聴きながら実践していくということになりました。計画策定後にどうなっていくかは、「5.1」のところに記されているということです。提言の方では策定前の話から頂いているわけですが、河川整備計画においては策定後どういった形でチェックしていくか等に絞って書かれているということが大きな違いかと思えます。

芦田委員長

ありがとうございました。淀川水系河川整備計画原案の構成(案)については今のところ、目安というか、イメージを持つという程度のものでして、今後の議論の進展によって変わるかもわからないということです。今後原案を審議していく段階でテーマ別に、或いは地域別部会で議論する上でちょっと頭に置いて頂くために出してもらったわけです。何かご意見ありますか。

特になければ、次の資料2-2の説明に入りたいと思います。これは先ほど言いましたように、説明資料について委員の皆さまから質問、或いは意見を出してもらって、それについての回答というかコメントを国土交通省の方から出してもらっているわけです。これについて、全体に関わるものをここで今日取り上げたいと思いますので、ひとつ国土交通省の方からご説明を頂きたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

それでは、A3判の資料2-3-1に沿いまして、4ページ目の「質問-15」といったところまで、お話しさせて頂きたいと思います。

まず質問-1ですが、「全体(審議の前提条件)」ということで、河川整備計画の策定において、河川法における「新しい河川整備計画制度」という中では、河川整備計画の前提として河川整備基本方針があり、その決定・公表の後に河川整備計画の原案作成に入るという時系列になっています。基本方針と整合させる議論が必要というご意見を頂いておきまして、回答といたしましてここで書かせて頂きましたのは、より地域の実情を踏まえた河川整備基本方針となるためにも、早い段階で河川整備のあり方についていろいろな意見を聴かせて頂きたいということで、河川整備計画の方向性がある程度煮詰まった段階で、それを考慮した上で河川整備基本方針が策定される予定です。

パワーポイントで示させて頂きましたが、現在は「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」を出させて頂いて、これをもとに議論させて頂くというところです。この議論が煮詰まってきて「河川整備計画の案(案)」ができて、一方、河川整備基本方針自体は社会資本審議会の河川分科会というところで審議されるわけです。当流域委員会での議論を反映して案ができ、その後手続的には計画の案ということを出して、いわば法的手続といいますが、市町村長の意見を聴くとか、そういった法的な意味での手続がここに入るといことです。

ちょっと不十分だったかもしれませんが、地域住民の方々の意見を聴くとか市町村長の方々の意見を聴くということは、当然「河川整備計画の案(案)」の我々がこれからやっていく作業の中に入ってくるわけです。改めてきちっと基本方針ができた後に計画の案ができて、それをもって法的手続に従った形で計画を決定していくということです。結局、社会資本整備審議会の河川分科会と申し上げましたが、この中の河川整備基本方針検討小委員会でも議論されるわけです。ここにおいては、今私どもがやっている河川整備計画の案というものが煮詰まって大体どの形のことが見えているかということ踏まえて基本方針をつくって頂くと、そういう形の段取りを考えているところです。質問-1については以上です。

質問 - 2 以降は、また A3 の資料に従って進めさせていただきます。

質問 - 2 は、「見直しを検討する」という言葉を使っておりましたが、「見直すかどうか、見直し自体の検討か、見直す内容そのものを検討するのか」というご質問です。これにつきましては「見直しを検討する」というのを「検討する」ということに修文していきたいと思います。質問 - 3 でも「検討という言葉の意味合いについて」ということで「検討という言葉の意味することが、個々の事例ごとにもう少し具体的にわかるように」ということで書いて頂いております。実は3ページ目の質問 - 9 も、「1ページ目の7行目から10行目、或いは5章のところにおいて「実施」「検討」「見直し」と言っている中で、具体的施策の中で「検討」としたものについて速やかな実施に向けての検討と理解してよいものがあるならば示して頂けないでしょうか」ということで、同種のご質問だと思っています。この説明資料には「検討」という言葉を多く使っております。「検討内容、検討の仕方については、今後、説明します」という形の回答しか書いていません。確かにいろいろな段階で「検討」という言葉を使わせて頂いております。かなり困難な検討から、まさに実施段階に移り得るといふ検討までありますので、その辺は今後1つずつ説明する中で詳細を述べさせていただきます。

質問 - 4 ですが、河川整備計画及び原案においてコストを明示しないのかという問いです。これにつきましては当然、原案の案を説明していく中で、その事業の妥当性を議論して頂くこととなりますから、その中で事業費について触れまして投資効果等の必要性等について議論させていただきますので、その段階で具体的に説明させていただきます。ただ、河川整備計画そのものに具体的な金額が記載されることにはならないと思いますが、説明の段階ではそれぞれ資料をもって説明させていただきます。

2ページ、質問 - 5 の「年次をまたがった予算の新設」で、未来永劫にわたって使える予算の新設を記載する気はないのかという質問です。この河川整備計画は、今後20 - 30年で河川整備に必要と考える事業を位置付けるという形になります。ですから、20年30年でこれらの事業を行うこととなりますが、それを実行するための予算はまた別途確保したいということです。実際、事業の執行において長期にわたって継続実施する必要があるものは当然あります。ただ、現状を申し上げますと毎年その都度、国会の議決を経て決定されますので、そういった形で毎年、次年度の予算が決まるということです。ただ、例外的な話ですが、国庫債務負担行為というのがありまして、やむを得ず一体的に工事する場合において複数年にわたって予算が担保されるものがありますが、基本的には毎年決めていくという形の予算システムになっています。

質問 - 6 ですが「補償のありかたの転換」ということで、開発に伴う補償のあり方について、金銭的な方法以外も含めて考える必要があるのではないかと書いて頂いております。これにつきましては、私どもの持っている補償の基準では、損失の補償は原則として金銭という形の規定があります。それ以外の方法もあるのですが、具体の事例がないと何とも言えないので、個別の具体の事例ごとに判断するということになるかと思っております。

ただ1つ、この場で簡単にお答えするには難しい質問かと思っておりますが、まず河川工事等をする場合に、環境に対する影響を少なくするために、例えば環境に対する補償、ミチゲーション(緩和)といいますが、そういう形なるべく従来通りの環境を維持するということが

あります。例えば、国土交通省が毎年何尾の放流をするという形になった場合、基本的には私どもの事業が原因となって減った分の魚を放流するということが、可能か不可能かは別として、起こりえる可能性があるかもしれません。しかし、我々が漁業者に代わって放流するという事は、減った魚の分への補償になりますので、その辺は他にもいろいろ考え方があろうかと思えます。ここについては、なかなか一概に簡単に答えが出る話でもないと思えますので、またいろいろと議論させて頂ければ、私どもも勉強していきたいと思えます。

それと質問 - 7 で、5章の具体的な施策については地図上に示してはどうか、ということでご質問頂いております。答えは「作成します」となっていますが、会場の右側に地図と場所を貼っています。これは河川環境情報図という以前お見せしたものに場所を明示しています。私どもも具体的に地図上に示す方法について考えているところなのですが、淀川は非常に範囲も広いですし、或いは河川形状、環境、治水、利水、利用など部門別のももありますので、どういう形で載せるか試行錯誤中であり、今は大きな河川環境情報図に並べて載せています。このスタイルでよいのなら、A3判にして広く一般にわかるように資料として作成したいと思っております。今やっている最中ですので、ご意見を頂ければと思えます。

それと3ページ目の質問 - 8 ですが、「琵琶湖・淀川水質管理協議会」、或いは「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」といった協議会がたくさんありますが、協議会同士が連携していけるのかというご質問です。これにつきましては、質問 - 15 で「5.1 計画策定・推進」のところでも質問を頂いております。ここでも「琵琶湖・淀川水質管理協議会」といった協議会がたくさんありますが、分野別に協議会をつくり、役割や責任は明確になっても、流域全体としてのビジョンを持っているのは管理者だけということにならないかというご質問です。

基本的には関係省庁、自治体と事前に周回の調整を図り、その中で明らかになった問題点や課題を含めて流域委員会に報告いたしますという形のこと、説明資料の中でもこの辺りのことを書かせて頂いたと思えますが、広く一般に公開していく中で妥当性の判断ができるということで、連携施策が膠着化する場合においても原因が何かわかるので、オープンにしてやっていくことによって必然的に連携に向けた改善強化が図れるであろうし、4ページの右の図を見て頂ければと思えますが、個々の協議会と河川管理者がいろいろ調整するわけです。調整していることが全部オープンになっていくということを考えていまして、当然一般住民の方もわかると思えますし、河川管理者としては、計画の進捗、見直しを行う組織としての流域委員会に報告して意見を頂いてやっていくという形をイメージしております。そういったイメージでやりますので、我々しか全体が把握できないという形にはならないと考えております。

これは、質問 - 12 についても、地域に河川利用委員会というのを設置して個々の案件ごとに判断するという事になっていっていますが、地域特性の名のもとで流域全体の環境保全の基本的な考え方が反映されにくいということもあるのではないのか、というご質問です。基本的には私どもで委員の構成について配慮するという事ですが、最終的には河川整備計画に定める基本的な考え方に基づき河川管理者が判断するという事、下の図に書いていますように河川管理者が流域委員会の方に報告して意見を頂くということで、そういった形で全

体のバランスがとれていけるのではないかと考えているところです。

次に、質問 - 9 は先ほど質問 - 3 のところで言いましたが、これは回答が間違っておりましてミスです。質問 - 3 と同じ回答です。

質問 - 10 なのですが、「20～30年の期間内で流域委員会を存続させるということでしょうか」ということで、実は先ほどから、いろいろな連絡調整を行う時に計画の進捗のチェックを行う機関としての流域委員会というお話をさせていただいています。その流域委員会を2、30年の期間内で存続させるということですが、実は16ページの意見 - 5 も同じように、2、30年間の流域委員会ということに対するご意見でして、そのための検討会を定期的に関くものとするという言葉を入れたらどうかという意見を頂いております。基本的には、この計画の進捗度チェックということで年に1回は定期的な開催が必要かということを考えています。また当然、流域委員会が必要と認められた時や、河川管理者の要請によっても随時開催が可能な委員会ということで考えています。流域委員会というのはあくまでも計画の進捗チェック、見直しを行う組織としての流域委員会ですので、今の淀川水系流域委員会はそういう機関ではないので、規約の見直し等が必要になってくるかと思えます。計画の進捗、見直しを行う組織としての流域委員会を年に1回くらいずつ開催してということと考えているところです。

次に4ページの質問 - 11 ですが、「『検討』『見直し』と記述した施策は、今後検討・見直しを行い、実施段階になった時点」というのは整備局が決めるのかということですが、これに対する答えといたしましては流域委員会、関係自治体、関係住民のご意見を聴きながら実施の判断を行うということです。皆さまの意見を聴きながらやっていきたいということで考えています。

質問 - 12 は先ほどお答えしたことです。

質問 - 13 で「『狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る』場合、具体的にどのオプションがあるのでしょうか。ダム、遊水地等」ということで質問を頂いていますが、当然ご指摘にあるダム、遊水地等があります。その他複数のケースがあるかと思えますが、これも今後の検討を進める中で、代替案をいろいろ示してご説明させて頂きたいと思っております。

それと、質問 - 14 は「関係団体とはどの団体か」というので、これについては特にどういう団体が関係団体かということは特定しておりません。

以上、4ページの質問 - 15 まで、全体に関わる部分について頂きましたご質問に対する回答という形でご説明させて頂きました。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。それでは、只今説明して頂きました回答、コメントを中心として、委員の皆さまからのご意見をお伺いしたいと思います。

山村委員

質問4で、これは費用効果分析等を具体的に提示しますということなのですが、河川整備

計画全体については、行政評価法の評価の対象としての評価をやられるのか、それとはまた別の形での行政評価になるのか、その点ちょっと教えて頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

当然、行政評価法における評価の対象となります。

山村委員

そうすると、それに基づくパブリックコメントはなされるわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい。基本的には河川整備計画ができ上がった後に行政評価法に基づいてチェックをする形になるかと思います。それがまさに河川整備計画の進捗、チェック、見直しを行う組織としての利益みたいなところですが、その場でチェックを行うということです。ですから、流域委員会と同じスタイルのもので、ご意見も聞きながらやっていくということで考えています。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

今のお話ですが、行政評価法に関わる話というのは、国土交通省の方針としては各整備局に事業評価監視委員会を設置するという通達が来ておりまして、近畿地方整備局においても事業評価監視委員会を設立しております。ただ、河川事業については、各流域で流域委員会等が設置されているところであれば、流域委員会等で審議を頂く、ご意見を頂くということとなっております。屋上屋を重ねることのないようにというのが通達の趣旨です。

ただ、先ほど、こちらから説明させて頂きましたように、現在存在している流域委員会において、その再評価が規約上できるかどうかということについては、その辺りご意見を頂ければと思っております。

西野委員

質問2に関してですが、運用の見直しを検討するというのを、運用を検討すると修正されるということですが、その「運用を検討する」の中には、例えば水位につきましては試験運用の実施も含まれるということでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

当然、試験運用の実施も含めて検討していくということになると思います。

原田委員

質問-4ですが、先ほどのご説明ですと、コストを示される時には、個々の事業ごとに事業の妥当性を判断するという観点での示され方をすると理解しました。しかし、河川整備計画のようにいろいろな事業を考える時には、横断的にというか、Aという事業をやめたらB

という事業がやれるのではないかという観点での判断も必要となってきます。できれば大雑把でよいと思いますが、全体を網羅できる表の形で、早い段階で出して頂いた方がよいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい。その点についても検討させていただきます。

有馬委員

質問 - 7 ですが、ご説明は環境情報図を示しておられたと思いますが、あの情報図が流域委員会で示された段階から、情報図そのものを大改定すべきであるとあちこちで言ってきました。それに対する河川管理者のお答えは、あの情報図で代用するとおっしゃっているのか、それともあの形で作り直すとおっしゃっているのかどちらなのでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

具体的に施策を行う地点について落とすということにして、有馬委員のおっしゃり方ですと、環境情報図で代替できるものではないと思いますので、後者になるかと思います。

寺川委員

質問 - 14 の、関係団体は特定しないということなのですが、例えばどの団体があるのか、ある程度示して頂くということではできないでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

特定していません。基本的にはこういった団体でもよいということなのかも知れないのですが、寺川委員がお考えのところはちょっとわかりませんが、河川管理者として、どこその団体ということ特定して考えていないということです。

寺川委員

わかりました。ちょっとその辺、考えてみます。

原田委員

質問 - 6 について、個々の事例ごと判断するというお答えだったと思います。この質問をさせて頂いた前提として、従来の補償のあり方があまりよくなかったことも現在の川の姿の一因ではないかということがあります。そういう点について、国土交通省の方も、私と共通の認識を持って頂いていると思ってよいのでしょうか。ちょっと質問がぼやっとしているかも知れないですが、環境に対する補償ということをおっしゃっていたと思いますが、そういうことを重点にする、或いは、川の環境を長くよい状態を保っていくということをまず最重要に考えた形での補償の形にしていくとか、そういうことを考えたかったということなのですが。

河川管理者

基本的には従前の環境に戻すということです。その上で、漁業に影響があった場合において、漁業者の所得等に影響があるということで、その分の補償をするということです。ちょっと私もきちっと答えられないのですが、いわゆる言葉というミチゲーション(軽減)なものと、漁業の補償の話は、なかなか整理がしにくいといいますが、似て非なるものといえますか、我々サイドは河川事業の与える影響をなるべく少なくしますし、なるべくもとの状況のままにするという考え方が、漁業補償等とは関係なく、あるということだと思います。

原田委員

大体わかりました。またちょっと考えてみます。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

委員長、意見の全体部分について回答させて頂いてよろしいでしょうか。15 ページから意見のところがあります。これについてご説明させていただきます。

意見1は、それぞれの項目ごとの記述量、内容に精粗がかなりあるということです。その辺を考えて修正して下さいということで、今後、検討していく段階で参考にさせて頂きたいと思います。

意見2ですが、川と人や生物の関わりといった視点が薄弱ということです。この辺につきましても、今後、適切な表現を検討していきたいと思っています。

意見3で、海面との連続性という認識が不足しているということです。海との連続性ということでは重要性を認識しておりまして、例えば淀川大堰からの放流について問題を認識していますので、新淀川についての維持流量等の調査、実施、検討というのを行っていくということで書かせて頂いています。ただ、沿岸環境に与える影響ということにつきましては、今後、関係機関と連携して調査していかなければならないということです。表現については、今後、適切な表現を検討しますということで書かせて頂いております。

意見4で、数字が時々出てきますが、思いつきの安易な数字ではないかというご意見です。これにつきましても、今後、参考にさせて頂きたいと思います。

意見5は、先ほど質問の方で答えさせて頂きましたが、年に1回程度、計画の進捗、チェック、見直しを行う組織としての流域委員会の継続ということで書かせて頂いています。

意見6で「実施計画内容を」というフレーズを修正で入れたらどうかというご意見でして、先ほどの質問の答えと同じなのですが、流域委員会、関係自治体、関係住民のご意見を聴いて実施の判断をするということで、河川管理者が独断でものを決めていくということではないと考えているということです。

意見7で、歴史建造物について触れていないということがあります。歴史建造物が流域にたくさんあるということは認識しているのですが、その辺、記述が不足している部分がありますので、今後、適切な表現を検討させて頂きたいと思います。

意見8で、「下流で水を利用するための琵琶湖の人工的水位変動によってもたらされたも

のであり」というのは少し言い過ぎではないかということですが、当然、流域の人々の生活や経済発展というのが、下流で水を利用するための琵琶湖の人工的水位変動のみによってもたらされたものでないわけです。しかし、琵琶湖の人工的水位変動がなければ、少なくとも今ほどの流域の人々の生活や経済発展はなかったという認識のもとで書かせて頂いております。

意見9ですが、このように水循環系に対して変化を与えるあらゆる人間活動が、河川の治水、利水のみならず環境にまで影響を与えているということに疑問ということがありますが、今後、適切な表現を検討しますということで回答させて頂いておりまして、なかなか意を尽くせないところがこの文章にはありますので、きちっとした文章にしていきたいと思っています。

意見10で、下線部分、「特に貯水の必要性に備えて環境等に影響を与えぬダムに替わる貯水法の検討を進める」ということの修文ですが、今後の検討の参考にさせて頂きたいと思っております。

意見11で、水需要の抑制を図るのみでなく、雨水利用等の環境負荷の小さい水資源開発も念頭に置くべきということが記されていないがどうなのかということですが、この場で書いていませんが、利水の項の水需要の抑制で、水需要を抑制するための具体的方策について検討するということでは、河川依存量の緩和に有効と考えられる再利用や雨水利用も念頭に置いていますという回答をさせて頂いています。水需要というのが、河川依存量の緩和ということの水需要の抑制ということで認識しているということです。言葉の定義を明確に書かねばならないのかも知れませんが、水需要抑制という具体的な方策の中では、川に依存する量を緩和するという事で考えています。

意見12で、「環境の修復と河川域の生態系の多様性保全を図る」ということで修文したらどうかということがありますが、環境の修復というところに生態系の多様性保全の意味も含まれているということで考えています。

意見13ですが、『『河川環境を損なう利用の是正』および『人と川の親和性を持ちうる関わり方の維持』を図る』に修文をということがあります。これについても適切な表現を検討させて頂きたいと思っております。

芦田委員長

どうもありがとうございました。倉田委員からたくさん意見をお寄せ頂いているわけですが、この辺りは委員会として議論したいテーマばかりです。今、国土交通省から回答というか、コメントを頂いたわけですが、それについて倉田委員の方から何かご発言はありますか。検討しますという答えが多かったわけですが、これは委員会として議論する必要がある面がかなり多いと思います。またテーマ別部会でも議論して頂きたいと思っております。

倉田委員

検討して頂くということが約束されたと認識しておりますのでよいのですが、17 ページの一番下の意見12というところで、環境の修復という中に生態系の多様性保全は入ってい

るのだとおっしゃいましたが、環境の修復というものと生物の多様性保全は必ずしも一致しないという考え方もありますので、きちっと意味を通すためには、重複するかも知れませんが、書いた方がよいと思っています。

芦田委員長

その他、ありませんでしょうか。流域委員会は20年、30年継続するという事になっているのですが、本当にそうするのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

先ほども申し上げましたように、この流域委員会の規約では計画の進捗チェック等が入っていませんので、その意味で固有名詞の流域委員会ということではなくて、一般名詞の流域委員会といったものということでとらえて頂けたらと思います。

芦田委員長

結構だと思うのですが、この流域委員会は、一応役目が終われば解散して、新たに今後ずっと河川整備計画をチェックしていくシステムがどのものがよいかということはこの流域委員会でも考えることが大事です。この流域委員会を継続するということ、ぞっとする感じがしますが、大事なことです。

それから最初の畚野委員のご質問で、普通の流域ですと河川整備基本方針をまずつくる場合は学識経験者というか、行政がつくるわけです。それに基づいて、どのように20年、30年、川を整備していくかということ流域委員会で審議するということになっているのですが、この流域委員会ではそうではなくて、基本方針に関わる部分をつくるという意味で、非常によい委員会ではないかと思っています。その段階で審議した中で、我々も既に基本方針にかかるものもかなり議論していると思います。そう理解してよいのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

ここで行われている議論を踏まえて、河川整備基本方針というものができるということです。河川整備計画に書かれたものを2、30年で実際にやることですから、その意味では、河川整備計画が今後2、30年間やる河川事業の全てですので、そこをきちっと議論して頂ければ、言葉は悪いですが、それに支障のない基本方針ができると思います。

芦田委員長

実質的にはこの委員会で議論していますが、法的な立場でそれを受けて基本方針をつくって、それから河川整備計画策定という段取りになると思いますが、日本全国で基本方針から関わっているのはこの流域委員会しかないと思います。基本方針を決めてから、その中でどういう河川をつくりますかというのでは、どうも他のところも納得しないのではないかと私は思ったのですが、大体そういう格好で進んでいるようです。この淀川流域委員会は、そういう点で非常によい形で進んでいるなと思っています。

松本委員

ちょっと全体の話から戻ってしまうのですが、質問 - 13 に対するお答えをして頂いたのですが、もう既に住民への説明会等も行われて、その場にも一昨日出まして、この部分についてどのように説明されるのかなと注意して伺っていました。狭窄部の下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図るという表現の中に、村上委員の方から質問が出ていますが、下流部の無堤地区等の補強を行った上で狭窄部を掘削するというオプション（選択肢）はあり得るのでしょうか。その辺りをちょっと教えて頂きたいです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

下流部の無堤地区云々ですか。基本的には狭窄部を開くということは下流部に負荷を与えることになりますので、狭窄部を開くのであれば下流の対策が済んでからということであろうかと思います。

松本委員

ということは、対策が進めばそういう掘削ということもあるということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

そういうことになるのかと思いますが、先ほどから原田委員の方からも出ています、この2、30年間でどうするかということになりますと、そういうオプション（選択肢）があるかどうかというのは疑問符がついてくるということです。

寺川委員

資料2-3-2の1ページの下段で、今後、この河川整備計画の案を進めていく上で河川整備基本方針を決めるわけですが、そこに社会資本整備審議会というのが出ています。この委員会について、私はこれまであまり聞き慣れない審議会ですので、もう少しご説明頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

東京の国土交通省で持っている社会資本全部に関する学識経験者からものを聴く審議会です。昔、河川審議会があったのですが、そういったものを全部まとめた審議会です。その下の、河川分科会というのが昔でいう意味の審議会です。いわば各省ごとにたくさん審議会があってはおかしいという話で、1つの社会資本審議会になったということです。

寺川委員

というと、河川法に基づく審議会ではないわけですね。もう少し、広い意味でできているのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川法に基づく審議会ではないのですが、河川法で、基本方針を決める時に社会資本審議会の意見を聴くとなっています。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

補足して言いますと、社会資本審議会自体は河川法で決められて位置付けられたものではないのです。これは国土交通省設置法で位置付けられると思っています。ただし、河川法の中で基本方針をつくる時に、いわゆる社会資本審議会の意見を聴くということが明記されていますから、そういう意味では、社会資本審議会の意見を聴くということは河川法で位置付けられているということです。

芦田委員長

しかし、実質的に基本方針を策定する上で、この流域委員会の意見を尊重するという立場をとっているわけで、それは非常によいと思います。しかし、法的な立場、また整備は別にやる必要があります。

その他、ご意見等ありませんか。それでは、ないようですから、15分くらい休憩しまして、その後、再開したいと思います。3時まで休憩といたします。

〔休憩 2:43～3:00〕

芦田委員長

それでは、再開いたします。

先ほどの説明資料の質問について、全体について若干議論したのですが、テーマ別についてはたくさん残っています。これは各テーマ別部会の時に、また議論するようにして頂きたいので、この資料を持ってきて頂きたいと思います。

それでは、一般意見の聴取・反映についてですが、河川管理者への提案について委員会はいろいろ検討してきているわけですが、その状況について、それから今後の課題について、庶務の方から資料3-1についてご説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料3-1説明]

芦田委員長

只今説明しましたように、この問題について今まで努力して頂いておりましたが、3月には国土交通省の方に提言の答申を提言の別冊として提出することになっております。やるべきことはまだまだたくさんありますが、住民参加のテーマ別の部会が形成されまして、今日、この委員会の後、会合が開かれるわけですが、その辺りでまたご検討をお願いしたいところですが、何か皆さま、ご意見がありましたら賜りたいと思います。

それでは、河川管理者が、既に説明資料について住民の中へ入っている努力して説明しておられますが、その様子をご披露頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

それでは、私ども河川管理者が今やっている取り組みについて、ご紹介させていただきます。

資料3-2「『河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に対する意見募集等」をご覧ください。現在、既に説明会による周知及び意見募集というのを始めております。説明会におきましては、ここに書いております17会場において行う予定です。本日2月24日の段階で12カ所終わっておりまして、あとは3月1日、3月8日、9日で5カ所の予定です。現在までのところ、12カ所で総計639人にご参加して頂いているところです。

説明会のやり方についてですが、2ページを見て頂きますと、説明会に参加して頂くのは説明会への募集というのがありまして、まずチラシの配布ということで、新聞に折り込み広告を入れています。3ページに、その折り込みのチラシと申しますか、「お聴かせ下さい淀川への思いを！！」という形で入れています。こういったものを新聞に折り込むとともに、沿川自治体、或いは私どもの事務所、出張所、それと淀川資料館ですとか河川公園管理所とかといったところ等で配っているということです。それと、説明会がありますよというのを、テレビ放映等による広報ですとか、ホームページで募集しています。それと、2ページの下の写真にあるように、電車の中吊り広告で周知させて頂いているということです。

6ページに説明会の状況をつけさせて頂いております。この時に、今お手元の「今淀川は変わろうとしている」というパンフレットですとか「聴かせて下さい猪名川への思いを」とかいったパンフレットも含めて、説明資料（第1稿）についての説明をしています。7ページに住民説明会のプログラムを書いています。第1稿の内容を説明して、休憩中に第1稿に対する質問を書いて頂き、意見交換を進めています。同時に9ページで説明会に対するアンケートも行っているところです。それと其中では、例えばパンフレットの方の「聴かせて下さい猪名川への思いを」の方を見て頂きますと、ご意見返信用封筒もつけまして、なるべく意見が来やすい形で、後から意見を頂くという方法も含めてやっているところです。

次に11ページですが、自治体からもご意見を頂いております。こちらの方が先行して始まったわけですが、説明しています。回答もある程度頂いているところです。12ページ以降、12ページが大阪府内、13ページが京都府下、14ページに奈良県、三重県、兵庫県下、15ページに滋賀県下のそれぞれ自治体と参加部局も含めて書いています。

16ページに意見聴取ですが、先ほどとちょっと重複になりますが、意見聴取をどの段階でしているかという時に、説明会の案内と同時に、先ほどのチラシ等に意見を下さいという形になっています。ラジオ放送や河川情報掲示板、これは17ページに書いています。写真が載っていますが、こういった形で意見を頂くことを呼びかけているという状況です。2番目に、意見の状況です。先週22、23の状況が入る前の状況ですが、3会場で66の意見があったということです。その他、郵便、ファクス、Eメールで来ておりますのが261通です。4ページを見て頂くとよいかと思いますが、このファクスで送る形になっているチラシも送ったことも影響しているかと思いますが、80%くらいがファクスで来ているという状況です。

18ページには、ホームページで情報発信している状況を記しています。

現在、まさに実施中ですが、こういった形で住民意見、或いは市町村の意見を聴く行動をしているところです。

芦田委員長

大変な作業だと思いますが、感想やご意見はありますでしょうか。まだ整理されてないですか。やってみて手ごたえがあるとか、何かありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

大阪会場の話を少しいたしますと、大変活発にご質問、意見が出されました。説明時間は約1時間ちょっとで、後質疑応答を1時間ちょっととったわけですが、時間が足りなくて、全部消化してないという状況でした。それにつきましては、質問については全て答えとともにホームページに載せるということと、それから住所、氏名を登録してもらった方には別途郵送で回答するということにしました。生活に密着した質問から大局的な質問まで、今のところ大変活発に意見交換できていると思っております。

芦田委員長

会場によっては参加人数が非常に少ないところがありますね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

申し訳ありません。括弧内を見ておっしゃっていますか。会場によって100人のところからありますが、昨日の終わった段階ですと、上から3番目の榛原の14人というのが一番少なかったです。アイリッシュパークの方は22人ほどの参加を頂いているようです。

塚本委員

これは、まず試みられたということが非常に大事だと思います。やってみて初めてその現象がお互いにわかってきます。もう1つは、できればその時間をとって言葉が行き交うようになれば、もっと実態が出てくると思います。やってみないと、これからいろいろな方法を考えられません。京都で開催した時は、女性の参加者が2、3%だったと思います。これからはやはり、もうちょっと先を言えば子供なのですが、40代前後の女性がどれくらい関心を持つかということが、これをよく理解してもらえる実態になっていくのではないかなと思います。

松本委員

一昨日、池田市民会館の方に寄せて頂いた感想なのですが、いろいろな質問を休憩時間の間にずっと出されますので、それがかなりの数にのぼりますと、それに対するお答えの時間がまたずっと続きまして、最終的に、実は生の声での質疑応答、意見は出されなかったということです。ですから、参加者の声は一切上がらずという形で終わってしまいました。説明

の時間が必要なのはわかるのですが、もう少し時間をとって頂いて、生の住民の意見を聴く、或いは説明に対してその場で言える時間を是非確保して頂きたいなというのを強く感じました。

芦田委員長

池田は59人とか、もっといらっしやいましたか。

松本委員

当日受付もありましたので、もう少し多かったとは思いますが。人数は私の方ではわからなかったのですが、女性の方も一定数来られていたようです。何か言おうと思っていた方がおられた感じなのですが、その辺、不満を残して帰られた感じを受けました。是非、生の発言を保障して頂くということが大事かなと思いました。

塚本委員

補足させて頂きますと、これは多分河川管理者だけの人数ではとても無理です。だからこそ、河川レンジャーとかそういう組織がこれから必要ではないかと思えます。

芦田委員長

住民への説明会については、まだ評価するには早いと思えます。これから問題点を出して、どうしたらよいかということを考える必要があります。

三田村委員

国土交通省の方に是非お願いがあります。

本来は、私どもが具体的な方法をご提案すべきところですが、一般意見聴取・反映に関するとりまとめである別冊がまだ完成しておりません。国土交通省の方で丁寧に意見聴取をやって頂くのは非常にありがたいのですが、私から見ましたら、多数の方に説明して、その中での内容議論を主にやられたのだらうと思えます。それとは別個に、難しいかもしれませんが、できましたら、こういう方法であればこういう成果が上がりそうだ、こういう方法であればこういう成果が上がりそうだといういろいろな説明会といいますが、聴取の方法をとって頂くとありがたいと思えます。例えば、テーマ別にやるとこういうことが起こりそうだとか、或いは年齢を変えてみるだとか、或いは出かけてみるだとか、少人数の対話でやってみるだとか、代表者とやってみるだとか、或いは特に大事なのが、利害の反する人たちと一緒にやることです。特に環境問題が絡みますと、ダムでも幾つかの議論がありましたように、よいところとまずいところがやはりあると思えます。そういう利害が相反する人たちと一緒に議論をしていくということが、これから特に大事になると思えます。それについては、私どももやっていかなくはないと思っているのですが、是非説明会をおやりになる時はその辺の視点をつけ加えてといいますが、それも重要視してやって頂くことを望みます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

資料の9ページで、一応説明会に対するアンケートということで、基本的には説明資料に対するご意見交換なのですが、説明会そのもののやり方についても、こういったものがよいですかと聞く形にさせて頂いております。また当然、この説明会自体がこれで終わる話ではないので、そういった意味で、今後いろいろやり方を考えながら、その辺も含めて教えて頂ければありがたいかと思っております。

山本委員

流域委員会で一般の方からご意見を発表頂く時間というのが毎回あるのですが、発表された方に対して、また会場からそれを踏まえた意見が出るといったことが大事だと思います。今、ここで頂いた意見をホームページで掲載して下さるとのことなのですが、一方的に掲載するのではなくて、それに対してまたどなたかが意見を出せるとか、掲示板的に書き込みができる方式であれば、議論が深まるなり、立場の違う方たちがまた違う意見があるということを理解する1つの方法になると思います。

先ほど私の質問事項ですが、河川管理者からの提供資料というものの中で、河川管理者と各協議会なのですが、一方通行になりがちであるというような意見を図解で申し上げたところ、回答の方で、このイメージであるというのを図示して頂いたのです。こういう目に見える形、わかりやすい形での回答というのも非常に大事だと思いますし、頂いたご意見に対する河川管理者と各ご意見を出された方々との関係というのは、このように1つずつの縦割りの一方通行ではなくて、出された方々同士の意見交換なり立場の理解なり、違う意見がこのようなあるのだということがわかる形というのが、これから大事なのではないかなと思います。

村上委員

地方自治体への説明に関してなのですが、大阪府、京都府それぞれ出して頂くと、どこがその部局が参加したかということが書いてあります。ぱっと見ますと、大阪と京都はそれぞれたくさん出ていらっしゃるんですが、あとは建設部関係ばかりがほとんどだという印象を受けます。大阪や京都に関しては、防災関係と河川関係の部局がたくさんに分かれているから単に多く見えるのか、それをまずお聞きしたかったのです。それと、やはり今回の提言に関しては、農業関係の部局や都市計画等と関わってくるので、教育も含めてなのですが、それにできるだけ参加して頂かなくてはいけないのですが、そういうところはあまり多くないという印象を受けました。説明会をする時に、今回のこの説明に関してはいろいろな部署が関係するので、例えば農業関係、都市計画関係は出て下さいという形をお願いされているのでしょうか。それとも取り敢えず建設河川関係にちょっと言って、関係ありそうなところを呼んでということでおっしゃっているのか、その辺の地方自治体への呼びかけをどのようにされているのをお聞きしたいと思っております。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

まず、窓口の方は恐らくいわゆる建設関係のところをお願いしているわけですが、その際、今回の河川整備計画の中身自体が、農林ですとか、或いは環境ですとか多部門にわたりますので、できるだけ関係する広い分野の部局から説明会に来て頂きたいとっております。その結果、多くの部署から出てこられている自治体もあれば、窓口だけが出てこられているところもあるわけです。参加状況も自治体説明状況という形で全部公表しておりますので、まだこれで終わったわけではありません。次回からまた各自治体も、あそこが出ているならうちも出ようかなということがあろうかと期待しているところです。

芦田委員長

説明会は今回だけで終わらず、これからずっと行われるわけで、この委員会としても、住民参加のテーマ別部会でご検討頂くことになっております。できるだけ早く住民意見の聴き方等をまとめて頂いて、国土交通省のように参考になるように示して頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、これからの議論は部会の方をお願いするとして、次のテーマに移りたいと思います。

次の議題は資料4「原案審議の進め方等について」です。これに関しましては、運営会議でいろいろ相談しまして1つの案をつくりましたので、それを提示して、皆さまでご検討、ご議論頂きたいと思います。庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料4「原案審議の進め方等について」説明]

芦田委員長

非常にタイトなスケジュールですが、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

要するに、最初の段階ではテーマ別部会を中心として議論を進めるということとして、4月21日に委員会をやりますから、それまでに大体まとめて頂くという段取りです。委員会は3~4回くらいしかできないかも知れませんが、短い時間でまとめて頂くということです。そして、それに基づいて整理して、今度は地域別部会をお願いする部分を切り分けないといけませんから、それから地域別部会の議論が始まりまして、6月27日までにそれを出して頂くということです。そして委員会全体として議論して、7月に今まで議論した内容をまとめて意見書として提出するということです。それで、河川管理者の方はその議論の段階ごとにいろいろと検討を重ねられて、だんだん進化させていって、6月か7月の初めくらいに原案にまとめて頂くということです。その原案について最後に委員会として意見を言って、一方住民意見も聴きながら河川整備計画を策定していくというスケジュールですので、大変ですがよろしくお願ひしたいと思います。

本多委員

意見書というのはどういう文書を作成するということなのでしょう。私たちは2年間かけて提言をまとめ、提言の中には、提言に基づいて河川整備計画の原案を作成して下さいと書かれていると思います。そうしますと、この意見書というものと、横にあります河川管理者が作ります原案説明資料、それから原案、河川整備計画というものに対してこの意見書がどういう関係になるのか、その辺もわかりませんので教えて頂きたいです。

芦田委員長

提言に基づきまして河川管理者が河川整備計画の原案を作成されるわけですが、提言通りになってないものも出てくる可能性があるわけです。そこに意見を述べるというものです。提言通りできていればよいのですが、そうでない場合には意見があります。

本多委員

そうしますと、ちょっと提言と違うのではないのか、ということで意見書がまとめられた場合には、原案にどのように河川管理者は逆にまた反映して頂けるのか、少しそれを逆に河川管理者の方にお尋ねしたいのです。

芦田委員長

意見書がどういう内容になるかはちょっとわかりません。その取り扱いは、整備局の方にお答え願いたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

正直申し上げて、私にはわかりませんというのが答えです。まさにどういう意見書を頂けるのかによって変わってきます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

我々としては、提言を頂いて、それを踏まえて説明資料をつくったつもりです。ですから、これから各部会で説明をさせて頂いた時に、委員の皆さま初め、今説明に回っている状態の中で、沿川や市町村の皆さまがどのように反応されるかというのは、そこで評価されると思っています。我々としては提言を踏まえて説明資料をつくって、皆さまのご意見を反映させて河川整備計画をつくっていくという考え方は全く変わっていません。従いまして、皆さまがどう評価されるかというのはわからないというのが実態だと思います。ただ、できることならいろいろなお意見をきっちりと整理させて頂いて、河川整備計画に反映したいと思っていることは事実です。

芦田委員長

提言を尊重して整備計画案をつくるということですので、提言と全く違うことは出てこないと思いますが、提言の趣旨に合わないこともあり得ると思います。或いは優先順位によっ

て変わってくる可能性があるということで、最後は、やはり出された河川整備計画の原案について十分審議して、我々の意見をまとめるというのが大事だと思います。また後ほどそれを反映して実行して頂くと思いますが、反映できない場合には、こういう理由で反映できないとか、必ずしも十分反映できないとか、すぐにはできないという答えもあり得るかも知れないです。それは今の段階で具体的な議論はしにくいと思いますが、一応今の整備局のスタンスとしては、提言に沿った格好で河川整備計画原案をつくらうとしておられますので、それを信じているわけです。

今本委員

提言づくりは2年かけてやってきたわけで、いわばゼロからのスタートだったわけです。今回は、ある程度委員の中のコンセンサスもあるわけですが、第1回のテーマ別部会の時に原案は出てくるのでしょうか。今日は目次だけを頂いていますが、目次だけで検討しろと言われてもできませんので、スケジュールがどうなっているのかお教え頂けませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）
説明資料が原案だと思って頂ければよいと思います。

芦田委員長

出されている説明資料が一応の素案みたいなものです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

つけ加えさせていただきます。第1稿が第2稿、第3稿となっていくということです。ですから、我々としてはこの委員会の設立の時から、河川整備計画の内容について皆さまで議論をした中で、河川整備計画をつくっていくということを原則に考えて頂いた結果だと思っています。提言が出されたのもそういうことだと思っています。最終的に河川整備計画を策定していく時に、現在の説明資料について多くの具体的なご意見を頂いています。このご意見を、説明資料を第1稿、第2稿と積み重ねていく中で整理されるだろうと思っています。そういう中で、できれば説明資料自体が河川整備計画の原案として議論できる状況になるとは思いますが、これはまた委員方のご意見があるかと思っています。

ただ、少なくとも今説明資料として出させて頂いている内容は、我々が河川整備計画で考えている範囲内、範囲を全て網羅していると思っています。この辺りは、そうでもないというご意見もあろうかと思っていますので、その辺りも含めて、段階ごとにご説明させて頂くなり、ご議論頂ければと思っています。

今回の目次につきましても、一応説明資料であげてある順番を示させて頂いているのは、まさに説明資料に対してのご意見が、今各般にわたって説明している中で出てきていますので、そういう経過の中でこの説明資料を説明し、或いは2稿、3稿と重ねることによって河川整備計画に到達できるのではないかと我々はと思っています。これについてもまたご意見があろうかと思っています。

谷田委員

環境・利用部会の構成について、意見というか質問があります。そもそも委員会が51名の委員構成ですと、各委員の意見が反映されないのは明々白々、それを補う意味で部会がありワーキンググループがあったわけです。提言の成立に関しても、非常に人数の少ないワーキンググループでの集中した議論というのは非常に貢献したと思いますが、この環境・利用部会は31名です。この人数で走るということは、この部会は殆ど何もできないという予測があります。それで、事務局の方からは、環境・利用部会については部会の構成も含めて考えるというファクスが来ておりましたので、私はそれに期待していたわけですが、それは今日示されておりません。それから、スケジュールは先ほど芦田委員長がおっしゃったように非常にタイトですから、部会が走り出した途端に、この中でかなりきっちりした議論をしなければいけないのですが、とてもできる状況でないので、至急に運営会議で実効的な部会になるように考えて頂きたいと思います。

芦田委員長

環境・利用部会についてはまた提言したいと思っているのです。この後、構成のところできるようにしたいと思っています。

寺田委員長代理

先ほど議論があったことを整理しておきたいと思います。

今日、冒頭に委員長がおっしゃったように新しい任期の第1回なのです。提言の発表をこの前の任期内で終わって、新たにこれから7月までどうことをやるかということ、委員全員が再確認しておく方がよいと思いますので、ちょっと整理したいと思います。

当然ご承知だと思いますが、改正河川法16条の2というのは、要するに、河川管理者が河川整備計画案を作成しようとする時に、学識経験者の意見を聴かなければならないという規定に基づくわけです。ただ、聴き方は特別に定めていません。特に淀川水系流域委員会の場合は、これまでの審議会の方式を抜本的に改め、従来であれば、まずは原案を示して、そして審議会が原案に対して意見を言ったわけで、このやり方を脱却しようというところから始まっています。まずはこの委員会が、河川管理者がつくるべき原案に盛り込まなくてはならない基本的な考え方、基本的理念、基本的な方向についてまずは提言をして、それを受けて原案をつくってもらいましょうということをやりました。これは従来にないやり方なのです。そのために2年間も委員の皆さまが随分とエネルギーを注いで、そして提言を作成したわけです。河川管理者からもう第1稿は出ていますが、これから、原案がだんだん出てくるわけです。今度は、具体的な議論の対象が出てきますから、それに対して具体的な意見を言っていかななくてはならないのです。これがまさに意見なのです。ですから、これをペーパーでまとめられたら意見書になりますが、これをどういうスタイルでどういう形でまとめ上げて発表するかということは、これから皆さまで決めていくことなのです。

毎回議論をして、とりまとめなければいけないと思いますが、このとりまとめの仕方はこ

れから皆さまで議論をしていくということです。それをテーマ別部会に分かれて、そして議論を深めて、我々が示した提言が十分に盛り込まれているかどうかとか、また、不十分なところがあるかどうか、いや、十分に反映されているよとか、そういう評価、検証、そして、不十分なところは補充的に意見を言う、そういう作業をこれから7月まで具体的にやっていかなくてはならないということです。具体的な議論をやっていく必要があると思います。

塚本委員

要するに、坪香部長も言われましたように、30年間、やはり理念はとっても大事にしようということです。理念の中には、全部具体はあると思います。

今、河川管理者がこれはできないというのは、それもとても大事な回答だと思います。というのは、実際にそのものを実現していこうと思えば、いろいろなことが具体に出てこなければならぬわけです。ですからこの部会も、河川管理者も入ってやるのか、或いは河川管理者と応答しながらやるのかということでも本当は違ってくるのです。川だけではできないという部分について、委員自身が今後は頭を切りかえて、どう実現できるかということも含めて考えていかないと駄目だろうと思います。

寺川委員

今、寺田委員長代理の方から整理して頂いたわけですが、やはりこの3ページのスケジュールの図でいきますと、原案が出てくるのが7月初めになるわけで、先ほど部長から第2稿、第3稿と進化していくということで、委員会としてもそう位置付けています。

そうしますと、いわゆる原案そのものが第1稿原案であり、今後、変わっていくわけです。その時に、我々は一生懸命、地域別部会とテーマ部会で議論して、進化させていくことによって原案そのものは進化しているわけです。そして、7月の初めの時点ではかなり原案そのものが進化しているとなりますと、ここでまた意見書を出すのですが、ほぼでき上がっているのではないかという感じがするのですが、その辺はどうなのでしょう。

芦田委員長

意見書というのは、そこでぱっと出すのではなくて、今まで議論してきたものを全てまとめて意見書という形にするということで、寺川委員がおっしゃったようにずっと議論の段階で成熟していくわけです。それで、原案の段階ではかなり成熟していて、それについて我々の意見が殆ど入っているというものではないかと思っているのです。

山本委員

今、寺川委員がおっしゃいました3ページのスケジュールですと、流域委員会と河川管理者等のスケジュールということでしかわからないのです。同時に、一般に対する意見募集をされていますし、各自治体への説明と意見聴取をされているわけです。それらご意見を汲み上げた上での原案になっていくと思いますが、その辺の関わりで原案が第1稿と変わっていくということもイメージとして浮かぶのですが、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

その通りといたしますか、何故河川管理者のスケジュールがないのかは私どももわかりませんが、その通りだと思っています。

山村委員

先ほどの河川管理者の説明によりますと、案の内容は基本的な考え方の説明資料とほぼ変わらないということでしたが、説明資料を見ますと、例えば具体的な河川施設についての整備内容というのが書かれているわけです。そうしますと、先ほど流域委員会が出した提言では、具体的な施設についての提言はしないということで、包括的な提言になっていたわけです。今回の説明資料では、具体的に河川ごとの河川施設について、例えば堤防強化 20 何kmとか、そういう形で載っておりますので、それぞれごとに個別にまた意見を言わなければならないという点で、従来の提言とは違ってくるといえます。いわゆる具体化提言ということになってくると思います。ただ、説明資料をちょっと読んでみましても、具体的な河川施設については、例えば、堤防強化としまして応急的堤防強化延長 23 kmとか、そういうことだけしか書いてないのです。そうしますと、環境面から見ますと、どういう断面の堤防にするのかとか、或いは構造がどうなのかということがわからないと、具体的な環境面からの意見が言えないということになります。ただ、応急的堤防強化延長 23 kmだけになるのか、或いは案の段階ではもっと先ほど言いました断面とかそういうものが具体的に提示されるのか、その辺のところをちょっと河川管理者にお伺いしたいと思います。

芦田委員長

大事な点ですのでお願いします。

河川管理者

具体的な提示の部分が出て参ります。まさにこれからのやりとりの中で説明させて頂いて、具体的なものが出てくるということであると思います。

芦田委員長

基本的な事項については具体的になりますが、細かいところはこれに書き切れなと思います。これは実施計画の段階になると思います。

塚本委員

例えばこういう関係者が集まって協議会をして決めるとか、それも具体だと思えますよ。今ここで堤防をこうしてこうしてと決めていったら、非常に窮屈で、要するに住民自身が本当に理解していくということにはならないです。それから、先ほど意見が出ましたが、わずらわしいことをやれと言われても、この2つでやったら失敗します。やはりいろいろな調整作業が入ってこないといけません。

川上委員

今議論されているところですが、説明資料の第1項では、まだ水需要の精査が終わっていないという部分もあります。それから、今日頂いた原案の目次を見ましても、住民参加という項目が1つも出ていないということがあります。これは、住民参加というのは、計画策定からダムに至るまで全ての項目にわたるので、今後の住民参加部会の議論の進捗具合を見ながらつくっていかうと考えていらっしゃるのかもしれませんが、そのように委員会の方で役割分担をする部分と、河川管理者の方から具体的に出して頂かなければならない部分もいろいろとあろうかと思えます。特にその焦点はある意味ではダムではないかと思えますが、これは水需要の精査に基づいてのお話だと思えます。今のダムについて考えますと、準備工事は今着々と進んでいらっしゃるわけですが、この議論がまだこれから7月末まで続くという間、ずっと工事は続行をして結論が出るまで待機をされるのか、或いはこのまま続行していらっしゃるのか、そういうこともこの第2稿、第3稿と進化していく中で出して頂けるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ダムに限った話ではないかと思えますが、流域委員会の恐らく最初の段階で、新しい段階には入らないということを申し上げているわけですし、そういった意味でその範囲でのものを進めているつもりです。ダム計画自体は、まさに水需要の精査・確認をして、説明資料でも書いていますが、できるだけ早く第2稿、第3稿の段階でお示しして、議論して頂くということであろうかと思えます。

西野委員

先ほど村井調査官からのご説明で、原案は説明資料の通りであるというお話だったので、先ほどの全体の説明でもありましたように、説明資料の表現の仕方はかなり抽象的です。例えば検討するとか、見直すとか、そういう表現が多いわけですが、出てくる原案は、検討の結果が出てくると理解してよいかということと、もう1点は、提言の時にもかなり具体的な事業についていろいろ意見があったわけですが、その事業の是非についても原案の中で判断されるということでしょうか。その2点をお聞きしたいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

まず、検討については、まさに今検討している段階です。検討の結果こうですというのが原案の形になるものと、原案において検討のままであるものがあるかと思えます。それは、前回か前々回で河川整備計画自体の性格をご説明させて頂いたと思えますが、検討が実施になる段階においては、再度また流域委員会、地域住民の方、地方自治体のご意見を聴いて河川整備計画に実施という形で位置付けるという段取りになるということです。

それと個別のものについてもご議論して頂いて、河川整備計画に位置付けたものを実施していくということです。

西野委員

ということは、原案の時点で判断がされるということでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

そういう意味で検討するか否かも含めて判断することになるかと思えます。実施というものは、実施でよいかどうかの判断をすることになります。

川那部委員

先ほど寺田委員がおっしゃったことに尽きると思えますが、例えば、今の問題でこういう原案を出してもらわなければ議論ができないと思った場合は、そう言えばよいのです。記載されていないことが、委員会の結論としておかしいと思うのであれば、それはおかしいという意見を出せばよいわけです。「出てくるのでしょうか」と、取り敢えず聞くことはよいことだと思いますが、私自身は個々のテーマ別部会なり、地域別部会なり、委員会でこういうものを出さなければ議論ができないとか、きわめて具体的な問題についても、ここについてだけはせめて例としては言ってもらわなければいけないとかと、もしも我々の意見が一致しているのであれば、それは待っている、或いは出して下さいと言ってお願いするのではなく、委員会の権限で出ささいと言うべきものであると思えます。それに対してどうご判断になるかは、「河川管理者」の立場ですが、そういう積極的な考え方を、従来どおりに動かしていくことがどうしても必要だという意味で、先ほど寺田委員がまとめられたことのやり方で、これから、きわめて具体的な問題も抽象的な問題も、1つ1つについてちゃんと議論していくことが大事なのではないかという気がしてなりません、いかがでしょうか。

田中（真）委員

1つの例として今ダムの見直し計画、検討がうたわれているわけなのですが、これは例えば7月を標準にして進めていく結論としまして、つまり、それから後ということになるのでしょうか。それとも、それまでに整備局側ではそういう結論を出すということもあり得るのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

ダムにつきましては、この河川整備計画は先ほどから議論がありますように、検討するものは「検討」、実施するものは「実施」と書いてあります。「検討」と書いてあって実施する場合には、当然、実施という変更を経て実施することになるということです。ですから、その時の変更手続は河川整備計画の変更ですから、当然、流域委員会、沿川の皆さま、市町村長、知事の意見ということになるわけです。そういう仕組みがあります。

それから、ダムにつきましては、我々として先ほど説明しましたが、できるだけ早いうちに計画を確定して、お示しできるようにと努力をしております。従って、できるだけ早く出したいと思っておりますが、例えば万一河川整備計画に実施ということがなければ、或いは

計画として意見が出て、それで河川整備計画に位置付けがなければ、それはその時点では実施ができていないということが言えます。

河川整備計画自体が1年に1度チェックをするとか、或いは変更を随時行うとか、そういう性格も説明させて頂いていますが、これについてはまたご意見があると思います。そういう性格を持っていますので、ダムに限らず他の事業についても、必要な場合には「検討」という項目で入れたり、或いは検討がある時点では「実施」という形にさせて頂いたり、そういう手続を踏んでいきたいと思っています。いずれにしても、計画が位置付けられて、実施という形で位置付けられないといけないと思っています。そのための努力をしたいと思っています。

田中(真)委員

どちらにせよ、今、計画、或いは建設中のダムについて、時期的には非常に流動的であると理解してよいのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 坪香)

今、我々が見直しをしますと言っていますので、その作業で最大限努力させて頂いています。ただ、計画中のダムは、5つありますので、それぞれ状況が違うということもご理解頂ければよいかと思います。

田中(真)委員

もう1点だけお聞きしたいと思っています。この提言を流域委員会で河川管理者に提出したわけなのですが、これについては率直なところ、どのように評価して頂いているのか、その辺りをちょっと聞いてみたいと思っています。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 坪香)

皆さまにもお話ししていますが、我々としては、先に説明させて頂いた説明資料がそのものだと思っています。非常に一般的なことだとか、総括的な言い方というのはあるかもしれませんが、我々としては、河川整備計画全体が提言に対する我々の姿勢を示していると思っています。そのご評価はそれぞれ部会等で説明させて頂いた時に、ご意見としてあるだろうと思っています。

村上委員

もう一度原案審議の進め方のフローチャートに戻ります。一応、順序としてテーマ別部会で議論を深めていきますが、複合領域が幾つもあります。例えばダムもそうです。そういう複合領域に関しては地域別部会でもう一回議論をし直そうという流れだと私は理解しているのですが、その時に例えば琵琶湖の水位管理の問題等は、地域も大きくまたがり、領域的にも幾つにもまたがるわけです。こういう問題についてどこで議論をするのかということが、この図ではわからない部分があります。それぞれの議論をして、それでもあまった

から最後に委員会で議論しようとするか、その辺を一応考えておかないといけないのではないかなと思っております。

吉田委員

先ほどからの議論に関連するのですが、私の要望としては、第1稿だけではなくて、第2稿とか第3稿とかが、どの程度新しい情報が加わったものになり、大体いつ頃に出される予定であるかというのを、教えて頂きたいです。

と言いますのは、今の第1稿くらいでそれぞれのテーマ別部会を開いても、殆ど提言と同じくらいの議論しかできないのではないかと思います。流れとしてはテーマ別部会を先にやってそれから地域別部会は後でよいと思いますが、もう少し詳しい数値が与えられた情報をもっと後の方に出てきますと、その時には、テーマ別部会で議論はできなくなってしまいますので、その流れによってはその後にもまたテーマ別部会で集まるとか、そういう流れも考えなくてはいけないと思います。

委員会の皆さまはこのように日程が全て決まっているわけですから、河川管理者側も大体どのくらい詳細な第2稿をいつまでにやりますという計画、それから、事業の可否も含めた案をいつまでにやりますという計画を出して頂けたらと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

この状況の説明資料で十分説明ができてないことを十分認識しておりまして、3月8日にテーマ別部会が開催されますが、その中で、説明資料の説明資料と言うと変ですが、具体的に個々のことをこういうことを考えているのです、というようにご説明させて頂きたいと思っています。

荻野委員

私は、利水部会に入ることになっているのですが、この第1稿の資料を見せて頂いていると、はっきりとした方針が出されていると思います。1つは、水需要の精査ということが71ページで書いています。あまり細部に入り込むのはまずいのですが、淀川フルプランが既に動いていて、それに基づいてダム計画、或いは水資源開発計画が進められています。第2の点は、用途間転用の問題が2ページにわたって延々と書いてあります。用途間転用ということに焦点を絞られて、水需要管理はここだとターゲットを決めていらっしゃるという印象があります。

もちろんそれは悪いことではないのですが、何のための用途間転用かということを議論する必要があります。流域委員会が提言で「水需要管理」を提案し、ダム問題も含めて総合的に利水問題を考えたことと、河川管理者が転用問題という格好で提起されたこととが、どうも考えている内容が違らしいという雰囲気、私は受けました。恐らく他の部会もそういう理念形の説明、或いは提言の中でされた抽象的な文言と河川管理者の具体の提案が、ずれて出てくるのではないかなという気がいたします。2カ月の短い期間で、具体的な資料やデータに基づいてきっちりと議論ができて、結論が出るのかと、心配です。理念の中の抽象的

な文言と具体的の施策との関係を検討する必要があります。2カ月の間できっちりとやるのは難しい作業です。

芦田委員長

皆さまご心配になって頂いていることは、その通りだと思います。

それは、今後テーマ別部会で十分議論して頂きたいと思います。それで、資料が足りないところは、こんな資料を出して欲しいと要求すると川那部委員がおっしゃったことで進めて頂きたいと思います。その間、委員会と国土交通省との間の意見の交換を深めていって、短い時間ではありますが、我々が提言に載せていることを具体化する方向で、河川整備計画をつくってもらおうとお願いしたいと思います。7月と言っていますが、もちろんこれは目標でして、若干延びるかも知れませんが、あまり延ばさずに集中的に議論をお願いしたいということです。議論の段階で、どうしても今の段階で決められないことがたくさんあると思います。それはこういう方向で決めなさいということで、継続して流域委員会を設置し、そこでフォローしていくということが入っておりますので、一度に誤った決定を下すよりは、検討する課題を残す方がよいと思います。そういうことを含めて意見を言って頂きたいと思います。

ただ、環境について審議をすると、人数としては10数人くらいでない非常に難しいと思います。環境テーマ別部会の委員は30数人になっておりますから、これについては自然環境、水質、利用と、3つくらいのサブテーマを設けて頂いたらどうかと思います。それは非常に相互に関係がありますから、1つの部会ではやりますが、サブテーマで議論して深めて頂いて、調整を図っていくということでどうかと思っているのですが、谷田委員、これは環境・利用部会の方で進め方については議論して頂いたらよいと思います。

谷田委員

結構です。3月8日に方向を決めるということですね。

細川委員

ちょっとタイミングを逃してしまった感じなのですが、河川管理者の方をお願いしたいことがあります。

私の地元にも猪名川工事事務所の方から説明に来て下さるのですが、ニュアンスとしては、説明しないといけないから来るみたいな感じがあります。そうではなくて、やはりこれから計画をまとめていくので、地元の方が本当にどう思っているのか、その本音を聞いてきて下さると、本当にこちらの方も助かりますし、是非そういうことを参考にしたいと思います。しかし、このパワーポイントの説明資料を見る限りでは、今まで話し合いについてきた人間でもやっとわかるものが、初めて聞いた人たちにはわかりにくいと思います。それよりは、今度の河川計画というものがどう変わるのかということ、行く地域、地域の方がわかりやすく具体的に説明して、全部同じものを持っていくのではすごく無駄が多いのではないかと思います。また、それを大変なご苦勞をなさって準備されているのでしたら、地元

の方がわかりやすい具体的な説明を持っていかれる方がよいのではないかなと思います。河川整備のあり方が、このように変わることになります。それをどう思われますかという投げかけをして聞いてきて下さったことを、こちらの方も聞きたいと思ひますし、それを参考に話を進められたらと思ひます。3月29日にこちらにいらっしゃる時には説明内容が変わっていることを期待します。

塚本委員

テーマ別部会では、場合によっては河川管理者と共にやってよいのか、或いは少なくとも交互にお互いに意見を出し合わない、より納得できるよい原案は出ないと思ひますが、その辺はいかがなのでしょう。

芦田委員長

テーマ別部会は、河川管理者が出席されますので、恐らく意見の交換が活発になると思ひます。これは部会長にお願いしなければいけないと思ひています。

鷲谷委員

20年から30年先のことまで考えて計画をつくることの困難さをまず認識しておかなければいけないと思ひます。

2、30年と言ひますと、人と言へば1世代よりも長い時間の時間ですが、このところ生活とか社会の変化が早く、次の世代がどういふ生活をしていふかということは十分に予測することができません。また、自然環境に関しても温暖化の影響が一番大きく出てくる時代が、もしかしたらこの2、30年ではないかと思ひますし、生物相の最近の変化を見ても急激な変化があると思ひます。ですから、具体的な計画というものは、せいぜい5年くらいまでという感じがします。それより先を考えなければならぬということだと、提言の理念や基本的な方向性を踏まえて言ひということでしたら、フレキシビリティ（柔軟さ）というのを確保する、あまり細部にわたる具体性までを決めてしまわないということが、理念を生かす道になるのではないかと思ひます。

芦田委員長

その通りだと思ひます。ですから、適当に、例えば4、5年で見直すとか、或いはフォローアップをずっとしていきながら見直すとか、そういうシステムをつくるのが大事だと思ひます。そういうことをこの河川整備計画の検討の中で意見として出してもらって、河川整備計画にしようということが大事だと思ひます。

森下委員

大きなことではありませんが、行政と住民と、こういう形でいろいろな方が意見を交換するといふ時に、住民だけが匿名で意見を言ひていくといふのはおかしいと思ひます。やはりきちりとした責任があつて、お名前と所属とを載せて、具体的に意見を言ひてい

かないと、レベルが合わないと思います。今後はそういうことを検討して頂くと、住民意見のところでも1つ先へ進めるのではないかと思います。

芦田委員長

いろいろ議論がありましたが、原案審議の進め方、テーマ別部会でやるということで、ちょっと強引ですが、先ほど運営会議の提案どおりお認め頂いたということにしたいと思います。それで、進め方については、いろいろ皆さま言っておられるように、どんどんこちらの要求を出してもらって、自分たちで主体的に決めて頂いたらよいのです。

芦田委員長

それでは、5番目の、テーマ別部会及び規約の改正について。部会の構成ですね。これは庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料5-1、資料5-2説明]

芦田委員長

まずご自分で部会のどこに入っているかということを確認して頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご苦労さまですが、責任持って所属する2つ、3つの部会に出席して頂かないとまずいわけです。もちろん、実際に参加したい方は、申し出て頂いたら、部会の承認がなくても他の委員と同等に、同じ委員として意見を言って頂くということができます。

ただし、委員の構成で出席委員が何人以上とかいろいろ規約がありますから、名前だけ出してあまり出席しないということになりますと部会が構成できなくなるおそれがありますし、3つ入っておられる方もいらっしゃいますが、これは全員責任を持って参加して頂きたいと思います。その点はよろしいでしょうか。

それでは、規約改正についてご審議頂きたいと思います。

村上委員

すいません、委員構成についてあと1つ質問があります。

まず1点。複数の部会に所属されている委員がいらっしゃるのでは連携がとりやすいというのが1つメリットとしてあるのですが、表を見ると、実は治水の部会と住民参加の部会とを兼ねていらっしゃる方が1人もいらっしゃらないです。住民参加のことに關しても、例えば防災等については非常に大きな課題なのですが、この住民参加の部会に水利というか河川工学というか、その辺の専門の方がいらっしゃらないので、できれば今治水の方にいらっしゃる方で兼ねる、或いは移る等して下さる方が1人いらっしゃらないかなと思いますが、いかがでしょうか。

塚本委員

村上委員の言われたことは本当に大事なことで、私は住民参加部会の方なのですが、その時に、治水部会と利水部会をお願いしてみたのです。その場合、伺ったのは、芦田委員長も言われるように、常にどこかで参加できたらもうそこで議論できるという保障があったので、時間も考えて治水と利水と考えているのですが、今、村上委員が言われるように、逆も是非参加願いたいですね。

芦田委員長

恐らく、これは所属してなくても参加して頂く人は多いと思います。ですから、今の点はご心配ないのではないかと思います。もしもそういうご心配が実現すれば、治水専門の委員に要請する等して何とかやりたいと思います。

村上委員

それと、ほぼ決定になっている中で申し訳ないのですが、私は今環境・利用部会と利水部会に参加することになっているのですが、これまで住民参加のワーキンググループをずっとやってきた関係もありまして、是非住民参加部会の方に参加させて頂きたいと思っております。

それで、今3つになりまして日程的に全部こなせないと思いますので、人数も多い環境・利用部会の方を外させて頂いて、利水部会と住民参加部会という形にさせて頂きたいのです。大変後でわがままなのですが、お願いできるかどうかちょっとお諮り頂きたいのです。

芦田委員長

はい、わかりました。

山村委員

この第5条では、3項で「委員会が特に必要と認めた場合は、専門的知識を有するものを追加することができる」と書いてあります。かつて私は猪名川部会の方に法的な知識を有するから来てくれということで1度呼ばれたことがあるのですが、第4条にはその文言がないのです。例えば臨時に呼んで欲しいと言われたら、単なる傍聴者としてということになるのでしょうか。そうすると費用は出ないということになりますので、その辺のところをちょっと考えてもらったらどうかと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

第5条の3項はメンバーとして他の人を含めることができるという記述で、第7条の5項の方には、メンバーではないのですが、その時の会議にはその所属以外の方の出席を求めることができるという記述があります。この項目に沿って出席となりますと謝金等はお支払いするというルールで今のところはやっております。

山村委員

そうしますと、それと第5条の3項との関係はどうなのですか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

第5条の3項をつくりました時には、ワーキンググループのメンバーについて、原則としては委員会または部会に所属している方をワーキンググループのメンバーにするということだったのですが、それ以外の方も定常的なメンバーとしてワーキンググループのメンバーに入って頂くことができるようにということで第5条の3項がつけられております。

ですから、第5条の3項については定常的にワーキンググループのメンバーとして入って頂くという意味で、第7条の5項については、会議に必要な方を部会や委員会の委員以外から呼ぶことができるというもので、その違いになっております。

芦田委員長

それでは、部会長の選出と選任をしたいと思います。部会長につきましては、この委員会では互選によって選ぶということにしたいと思います。規約がそうなっておりますので、これからそれぞれの部会長を選ばないといけないということです。何にも打ち合わせしておりませんので、どうぞご随意に推薦して頂きたいと思います。

まず、環境・利用部会の部会長からいきましょうか。これは30人という非常に多いメンバーで大変だと思いますが、どなたかご推薦頂く方がありますか。

なければ、私が推薦させて頂いてよろしいでしょうか。

私は宗宮委員をご推薦したいと思います。たまたま今日宗宮委員はご出席になってないのですが、前もって宗宮委員に、互選で選ぶのだが、誰が選ばれるかわからないが、もしあなたが選ばれたら引き受けてくれるかと聞いていたのです。そしたら、皆に選ばれたらやむを得ないので全力を尽くしますと聞いていますので引き受けてくれると思います。賛成でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

他の部会については何も考えておりませんのでよろしくお願ひします。環境・利用部会は30何人もいますので大変だと思いましたが、どうぞ、治水部会はいかがでしょう。

川那部委員、どうでしょう。

川那部委員

これは今本委員にお願いしないとしようがないのではないかと思います。

今本委員

わかりました。

芦田委員長

利水部会はいかがでしょう。

寺田委員長代理

利水部会は、これは分野からいっても、池淵委員に是非部会長をお願いしたいと私は思いますが、皆さまいかがでしょうか。

池淵委員

務まるかどうかわかりませんが、わかりました。

芦田委員長

それから、住民参加部会ですね。これは三田村委員をお願いできないでしょうか。

三田村委員

私、大学のあるポジションがあたっておりまして随分と失礼することが多いかと思えます。お手伝いはさせていただきますが、どなたか適当な方にやって頂ければありがたいと思えます。

芦田委員長

そしたら、三田村委員、部会長代理を決めて頂いて、それでやって頂くということではどうでしょうか。連帯責任だと言って頂いてお願いできませんか。

三田村委員

部会長代理が主役になっても構わないようでしたらお引き受けいたします。

芦田委員長

お願いします。部会長代理につきましては、部会長をお願いして部会で決めて頂くということにしたいと思えます。

それで、これは余計なことですが、環境・利用部会につきましては、もしサブテーマを水質と自然環境と利用と3つ決められるのであれば、2人の部会長代理を決めて頂いてもよいのではないかなと思えますが、これは部会にお任せしたいと思えます。ひとつのサジェスションとしてお聞き頂きたいと思えます。そうすると、環境・利用部会を開く時に議長は比較的やりやすいのではないかなと思えます。

予定していた時間をちょっとオーバーしましたが、以上で審議を終わりたいと思えますが、何かありますか。

川上委員

先ほど申しましたように私は3つの部会に参加させて頂いておりまして、できるだけ全部出席させて頂きたいと思っているわけですが、3月27日に予定されております部会のスケジュールが2つの部会が同時開催ということになっていまして、体を3つに割るわけにもいきませんので、その辺は全部に出席できるようにご配慮願いたいと庶務をお願いしたいと思

います。

芦田委員長

それでは、審議は以上で終わることにしまして、一般傍聴者からのご意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者（藪田）

「宇治の世界遺産を守る会」から寄せて頂きました藪田と申します。2点発言をしたいと思えます。

1つは、天ヶ瀬ダム再開発 1,500 t 放流問題です。前回は発言させて頂きましたが、これは治水・防災面と環境面から見て、非常に大きな問題をはらんでいると思えます。今、いろいろな部会で検討されることが決まっていますが、是非この天ヶ瀬ダム再開発 1,500 t 放流問題について集中的に議論をして頂くことをお願いしておきたいと思えます。私の思いでは、これは天ヶ瀬ダムが建設されるのと同じ程度、或いはそれ以上の大きな問題があるのではないかとこのように思っています。

それから、もう1点ですね。これは資料 2-3-1 の 24 ページ、それから資料 2-3-2 の 22 ページのところでは。

資料 2-3-1 の 24 ページで、問題点の説明をお願いしたいという畑委員の質問に対して国土交通省の方がお答えになっていますが、これは全く回答になってないと思えます。1つは、宇治市の市長から意見書が出ている、或いは「塔の島河川整備検討委員会」で検討してきたとありますが、これは経過であります。そうした経過を経て実際に工事をやられて、そして大変な景観破壊問題が起こっているというのが今の問題です。

また、資料 2-3-2 の 22 ページの写真を見て頂いても、これは塔の島の東半分が削られたという写真です。それも問題ですが、私たちが問題にしているのは、その後に塔の島の締切堤防が作られて喜撰橋からの景観が破壊された、派川（塔の川）がせきとめられて藻が発生して悪臭がしている、それから天ヶ瀬吊橋から導水管が引かれて宇治川左岸の景観が破壊されている、こういうところについての写真は一切触れておりません。ですから、もし触れるのであれば、そういう事実を触れてもらうことが大事ではないかと思っています。

それと、もしそういう点を環境上の問題であると感じないのであれば、一体何を環境上の問題として考えるのかということ非常に疑問に思えます。

そういう点では、是非流域委員会でも天ヶ瀬ダム再開発 1,500 t 放流問題について徹底的にご審議をお願いしたいと思います。国土交通省はそれをやると言っておられるわけですから、1,500 t 放流が可であるのか否であるのか、これをやはり審議して頂きたいと、このようにお願いします。

それからもう1つは、1,500 t 放流に関わって宇治川の川底を掘り下げることになっています。第1稿では「天ヶ瀬ダム再開発見直し検討結果、それから下流の堤防の破堤対策の進捗状況の進みぐあいを見ながら河川掘削を実施する」となっています。

ところが、実際は、これもこの前言わせて頂きましたが、護岸工事というよりも、名勝亀

石の辺りの工事が既に進行しております。この資料2-3-2の22ページの写真は、これは観流橋の下流の写真です。このことを私たちは問題にしているではありません。これの上流で、今工事が行われているということです。そして、「検討する」というのであれば、何故一度工事を中止して、検討結果を見て工事を進めるのかどうかということをやらないのかということ疑問として出しているところです。

それから、下流の破堤問題です。1,500tが流れるとなったら私たちは大変な防災問題が起こると思っていますが、「22kmの破堤対策は一体いつ完了するのか」という質問をこの前の住民説明会(2月16日宇治市)で出しました。そのうちホームページで回答をもらえると思うのですが、実際いつ完了するかわからない工事を前提にして、一方では関連工事が進んでいくということがあります。これはやはりルールとしておかしいのではないかと思います。

そういう点も含めて、是非住民の声も聞いてもらいながら流域委員会での慎重審議と、そしてその意見に沿って工事を進めるのか、或いは変更していくのかということをやすべきではないかと思えます。

傍聴者(新保)

大阪自然環境保全協会の新保と申します。

余野川ダムの関係についてですが、先ほどの方と同じで、この13日に国土交通省、国土交通省近畿地方整備局、それから猪名川総合開発工事事務所に緊急要望書を提出いたしました。これを読ませて頂きます。

「今年1月17日に淀川水系流域委員会が提言された「新たな河川整備を目指して」は、1997年の河川法改正の理念を受けて、旧来の河川行政のあり方を大きく転換させる内容となっており、私たちは高く評価するものです。しかし、この提言を形骸化するような事業の実態が見られますので、国土交通省、国土交通省近畿地方整備局、猪名川総合開発工事事務所に以下の要望をさせていただきます。

余野川ダム事業において現在行っている工事を即刻中止し、また来年度関連予算を凍結して下さい。

淀川水系流域委員会の提言には、環境劣化が生態系の一部である人間の生存の基盤をも脅かすという理念に基づき、『4-6ダムのあり方』では『計画・工事中のものを含め、ダムの建設については次の取り扱いとする。ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいこと等のため、原則として建設しないものとし』以下略と、このように明記されています。しかしながら、余野川ダム事業では、現在2002年度予算において導水トンネル工事と本体工事用の道路工事、現道路拡幅工事と仮設調整池の帽岩さく設置工事等が行われ、附帯市道工事の着手が予定されています。流域委員会の提言に『原則建設しない』とある以上、河川整備計画が策定されるまで現在行われている工事の全てを中止しなければ、この委員会を開催し、提言を求めた意味が全くありません。準備期間を含め、3年にわたる委員会の論議を無駄にすることは許されるものではありません。私たち余野川ダム反対連絡会は、今年1月25日に開催した学習会において、参加者一同この要望を強く求めることで一致しました。この要望につい

での工事中止のお考えを早急にお示し下さい。2月21日までにお返事を頂けますよう、要望いたします」こういう要望書を提出いたしました。

それに対する猪名川総合開発工事事務所からのご回答ですが、「現在、今後の河川整備について広く一般の方々からご意見等をお聴かせ頂いており、それらについて当事務所から質問等にお答えすることとしております。今回お寄せ頂いた要望についても、今後皆さまのご意見と一緒に猪名川総合開発工事事務所のホームページで回答させて頂きたいと考えております」こういうご回答を頂いております。

先ほどちょっと休憩時間に猪名川総合開発工事事務所にお伺いいたしましたら、いろいろな意見が来ているので今後この質問にお答えして頂けるということでしたが、ホームページ上ではなく、文書できっちりご回答頂きたいと思えます。

どちらにしましても、先ほどの方もおっしゃっていましたが、どんどん工事が進むのを早急に中止して頂かないと、せっかく立派な提言が出ているのに、何にもならないと思えます。よくお考え頂きたいと思えます。

芦田委員長

それでは、これで終わりたいと思えます。長時間、どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

委員長、1つだけ確認をさせて頂きたいのですが、規約については、改正をお認め頂いたということによろしいですか。

芦田委員長

規約改正につきまして、私は先ほどもう承認を得たものだと思っていたのですが、手続が十分でないということを庶務の方が言っておりますので確認したいと思えます。規約改正についてはよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、終わりたいと思えます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。それでは、これもちまして、第18回委員会を終了させて頂きたいと思えます。

なお、この後、住民参加部会を予定しております。会場の都合の関係で、5時半から開会させて頂きたいと思えます。参加される方は5時半までにこちらへお戻り頂くよう、よろしくお願いたします。

なお、次回の委員会は3月27日をなっております。よろしくお願いたします。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。